

要措置区域台帳

町田市

整理番号	整-24-2	指定年月日・指定番号	2013年3月11日・要-2	所在地	町田市玉川学園五丁目3966番2の一部	
調製・訂正年月日	2013年3月11日調整(新規指定)					
要措置区域の概況	事業場敷地			面積	100m ²	
地下水汚染の有無(土壌溶出量基準不適合の場合)				有・ <input checked="" type="radio"/> 無		
法第14条第3項の規定に基づき指定された要措置区域にあつては、その旨						
試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された要措置区域にあつては、その旨及び当該省略の理由						
要措置区域内の 土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	2013年2月20日	砒素及びその化合物		含有量基準・ <input checked="" type="radio"/> 溶出量基準・第二溶出量基準		㈱環境管理センター
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
土地の形質の変 更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
	2013年4月2日	2013年4月19日	汚染土壌の掘削除去 (指示措置等として行われる土地の形質の変更)	土地所有者	<input checked="" type="radio"/> 有・無	浄化等処理施設にて処理
					有・無	
					有・無	
					有・無	

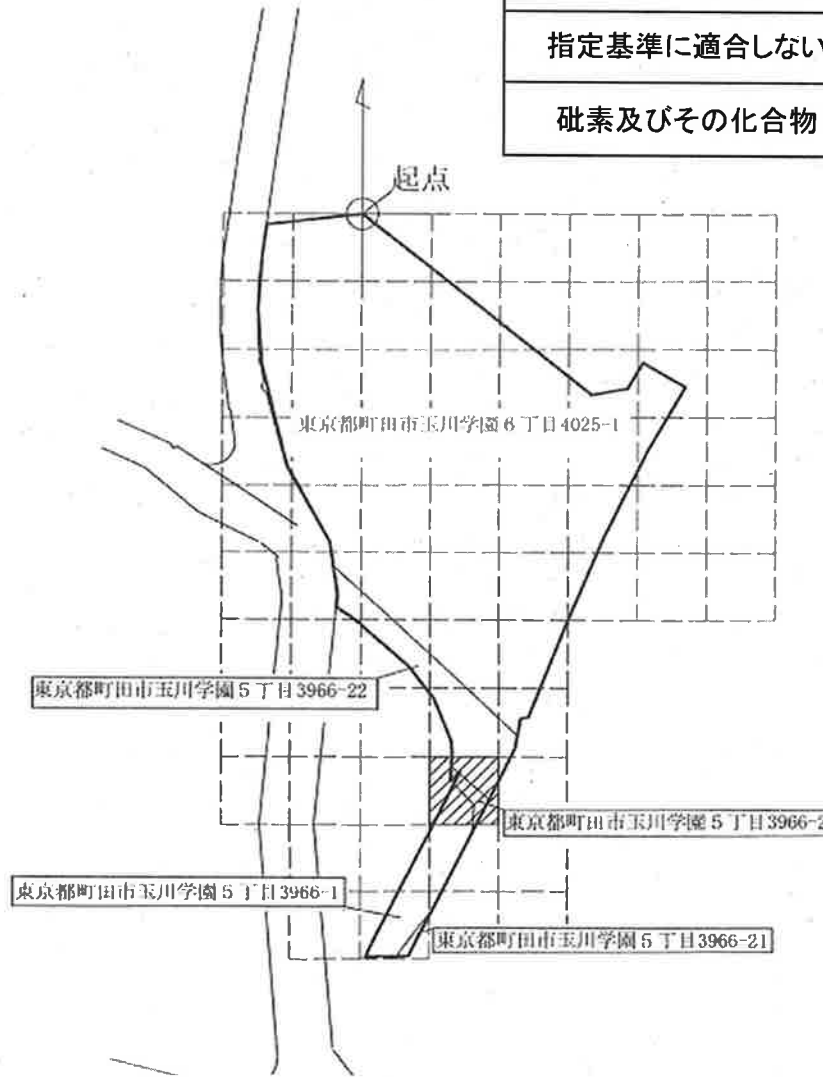
備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「要措置区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

【整理番号】整-24-2
 【指定番号】要-2

【試料採取日】2012年12月17日
 【分析方法】平成15年環境省告示第18号(JIS K 0102 34.1)
 ランタン-アリザリンコンプレキソン吸光光度法

指定基準に適合しない	区画番号	測定値	土壌溶出量基準
砒素及びその化合物	B-3-8	0.016	0.01以下



【起点】

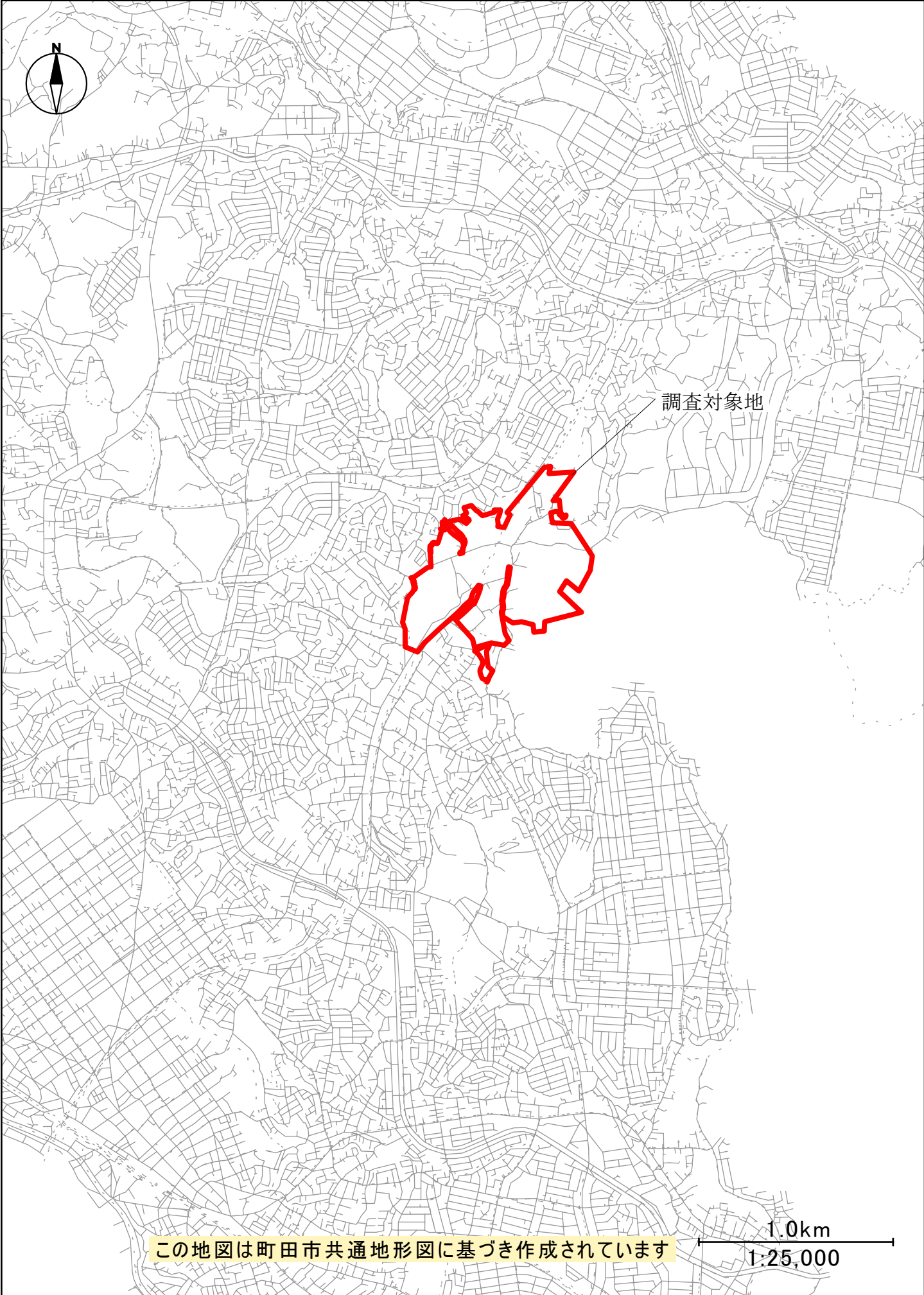
起点は改変範囲（東京都町田市玉川学園6丁目4025-1）の最北端とする。

【格子の回転角度】

格子の回転は、行っていない。

【凡例】

- ▨ : 要措置区域
- : 筆境界
- : 改変範囲
- : 単位区画境界



調査対象地

この地図は町田市共通地形図に基づき作成されています

1.0km

1:25,000

調査結果

(3)No.7排水管経路(排水管下、樹下土壌)

(単位)土壌溶出量:mg/L、土壌含有量:mg/kg

項目(単位)		試料名称	A-2-9 排水管下 (GL-3.38~-3.88m)	B-2-6 排水管下 (GL-2.71~-3.21m)	B-2-7 排水管下 (GL-2.97~-3.47m)	B-2-9 樹下 (GL-2.19~-2.69m)	B-3-1 排水管下 (GL-2.59~-3.09m)	B-3-2 排水管下 (GL-2.04~-2.54m)	B-3-3 排水管下 (GL-0.73~-1.23m)	B-3-5 樹下 (GL-1.80~-2.30m)	B-3-8 樹下 (GL-2.91~-3.41m)	B-4-2 排水管下 (GL-3.32~-3.82m)	基準
特定有害物質 第二種 土壌溶出量	特定有害物質 第三種	砒素及びその化合物	<0.001	<0.001	0.002	<0.001	0.002	<0.001	0.001	0.001	0.016	<0.001	0.01以下
		水銀及びその化合物	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
		ふっ素及びその化合物	<0.08	0.08	<0.08	0.13	<0.08	0.22	0.26	0.08	0.13	<0.08	0.8以下
		有機りん化合物	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
特定有害物質 第二種 土壌含有量	特定有害物質 第二種	砒素及びその化合物	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	150以下
		水銀及びその化合物	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	15以下
		ふっ素及びその化合物	<100	<100	<100	<100	<100	<100	100	<100	<100	<100	4000以下

(4)No.7排水管経路(排水管下、樹下土壌)

(単位)土壌溶出量:mg/L、土壌含有量:mg/kg

項目(単位)		試料名称	B-4-4 排水管下 (GL-3.93~-4.43m)	C-1-8 排水管下 (GL-5.04~-5.54m)	C-2-1 排水管下 (GL-4.23~-4.73m)	C-2-4 樹下 (GL-3.90~-4.40m)	基準
特定有害物質 第二種 土壌溶出量	特定有害物質 第三種	砒素及びその化合物	0.001	<0.001	<0.001	0.004	0.01以下
		水銀及びその化合物	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
		ふっ素及びその化合物	<0.08	<0.08	<0.08	0.10	0.8以下
		有機りん化合物	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
特定有害物質 第二種 土壌含有量	特定有害物質 第二種	砒素及びその化合物	<10	<10	<10	<10	150以下
		水銀及びその化合物	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	15以下
		ふっ素及びその化合物	<100	<100	<100	140	4000以下